

令和4年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和4年決算特別委員会記録

おいらせ町議会		令和4年決算特別委員会記録第2号		
招集年月日	令和4年9月8日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 議	令和4年9月8日 午前10時00分 委員長宣告			
閉 会	令和4年9月8日 午前11時13分 委員長宣告			
出席議員	氏 名	氏 名		
	佐々木 勝	川口 弘治		
	馬場 正治	澤上 訓		
	木村 忠一	田中正一		
	日野口 和子	平野 敏彦		
	沼端 務	吉村 敏文		
	澤頭 好孝	柏崎 利信		
	西館 芳信	松林 義光		
	檜山 忠	西館 秀雄		
欠席議員	なし			
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成田 隆	副 町 長	小向 仁生
	総務課長	成田 光寿	政策推進課長	柏崎 勝徳
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	田中 淳也
	税務課長	久保田 優治	町民課長	松山 公士
	保健こども課長	小向 正志	介護福祉課長	澤頭 則光
	農林水産課長	西館 道幸	商工観光課長	柏崎 和紀
	地域整備課長	栗嶋 泰幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	福田 輝雄	社会教育・体育課長	三村 俊介
	選挙管理委員会委員長	田中 直喜	選挙管理委員会事務局長	成田 光寿
	農業委員会会長	松林 勝智	農業委員会事務局長	西館 道幸
	監査委員	柏崎 堅一	監査委員事務局長	赤坂 千敏
	職務のため出席した者の職氏名	事務局長	赤坂 千敏	事務局次長
事務局主幹		木村 英樹		

事 件 題 目	1	認定第 1 号	令和 3 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	2	認定第 2 号	令和 3 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	3	認定第 3 号	令和 3 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	4	認定第 4 号	令和 3 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	5	認定第 5 号	令和 3 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	6	認定第 6 号	令和 3 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	7	認定第 7 号	令和 3 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	8	認定第 8 号	令和 3 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
澤上委員長	おはようございます。 ただいまの出席委員数は16人です。 定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開きます。 <div style="text-align: right;">(開議時刻 午前10時00分)</div>
澤上委員長	昨日は、本委員会に付託されました認定第1号までの審査が終わっております。 よって、本日は、認定第2号からの審査を行います。 これより議事に入ります。 認定第2号、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 会計管理者。
会計管理者 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 それでは、認定第2号についてご説明いたします。 主要施策の成果147ページをご覧ください。 まず、決算規模でございます。 第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。 右端に記載の令和3年度決算額ですが、歳入は23億3,529万3,000円で、前年度比3.0%の減、一方、歳出は23億609万1,000円で、前年度比2.8%の減となっております。 歳入歳出差引額は、2,920万2,000円となっております。 次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。 歳入の主なもの、4款県支出金が15億609万3,000円、1款国民健康保険税が5億5,789万円、6款繰入金が2億1,544万8,000円となっております。

	<p>続きまして、148ページの第3表、歳出決算額の状況をご覧ください。 歳出の主なものは、2款保険給付費が14億5,435万3,000円、3款国民健康保険事業費納付金が7億4,731万円、1款総務費が4,590万9,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。 決算書の11ページから33ページ、主要施策の成果は147ページから150ページまでとなります。 質疑、ありませんか。 平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>おはようございます。1点お伺いします。 まず、主要施策の成果の147ページですが、国民健康保険税が、これを見ますと、歳入で毎年減っているわけですね。マイナス、歳入、決算額を見れば。それはどういう要因なのか、まず1つ。 それから下の歳入決算の状況のところで、繰入金も昨年に比較して、5,000万円ほど減っています。収入が減っているながら、さらに繰入金も減ったというのは、この要因関係について、お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>平野委員のご質問にお答えいたします。 歳入も歳出も減っているということで、その要因はということでございますが、やはり国民健康保険の加入者が減っているということが言えるかと思 います。 昨年度ですと5,218人いましたが、令和3年度は5,108人と、110人減っております。かつて29年度を見ますと、5,597人ということで、徐々に下がっている状況にございまして、一方で後期高齢者医療制度が、ちょっとずつ上がっている状況にございます。 以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員。よろしいですか。 ほかにございませんか。</p>

<p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>決算書の17ページの歳入なんですけれど、一番上、一般被保険者返納金ということで、114万2,000円計上されております。右側を見ると、不当利得に伴う返還金ということなんですけれど、これ何件で、形態としては、不当利得もそれなりの形態があるわけなんですけれど、どういう形でこういうことが発生したのかということをお願いいたします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>それでは、西館委員のご質問にお答えします。</p> <p>18ページの不当利得に伴う返還金でございますが、件数としては14件でございます。内容としましては、おいらせ町の国保の資格を有しない方が、誤ってというか、古い保険証をそのまま使ってしまうケース、例えば社会保険になったんだけど、そのまま国保の保険証を使ってしまうケース、あとは他市町村に転出して、ほかの保険者の保険になるんですが、当町の保険証を使って医療機関に受診したという部分の場合で、返還していただくというものでございます。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>もともと特に交通事故もなかったし、犯罪的なことは何も考えなくても、本人たちのうっかりミスで、こういうところが発生したんだなと考えていいんですね。</p> <p>それから、これは114万円というのは、例えばこれは国民健康保険で、仮に3割負担であれば、7割部分が負担されていると。あとの3割については本人負担ということで、医療機関、おいらせ病院は診療報酬としてもらうということなんですけど、この3割負担者の3割は、ここには入っていないんですよ。明らかに分けられていると。そっちの3割は、会計上は病院で整理しているのかなと見たんだけど、私のあれでは分かりませんので、そこをひとつお願いします。</p> <p>そしてこれは私債権ということで、見れば2年とか3年と、はっきりしないんだけど、我が病院では何年と時効を捉えていますか、消滅時効。お願いします。</p>

澤上委員長	町民課長。
町民課長 (松山公士君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、3割自己負担の分はどうかという話ですけれども、これについては7割の部分で返還ということでございまして、あとは保険者間でやり取りしたりとかということも、場合によってはあるということで、医療機関と調整する場合がありますが、ここの金額については7割の部分が返還でございます。</p> <p>あと、私債権の部分でございますが、私債権でありますと、時効2年ということで認識しております。</p> <p>以上です。</p>
澤上委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>この本人負担の3割の部分の会計上の処理の仕方というのは、ちょっと分からないんだけど、病院へ入ったら、それなりにちょこっとでも書いてもらえばありがたいです。</p> <p>以上です。オーケーです。</p>
澤上委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>今の国保の回収金の中に、交通事故による第三者行為による健康保険の利用があると思うんですが、今の14件にはそれは入っていないんでしょうか。入っているとすれば、相手方、加害者側の自賠責保険または自動車保険から回収した金額が、幾らになるのか教えてください。</p>
澤上委員長	町民課長。
町民課長 (松山公士君)	<p>それでは、馬場委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>第三者行為の関係については、決算書の16ページをご覧くださいと思います。雑入のところの一番右側の備考欄に、一般被保険者第三者納付金というものがございまして、145万9,485円ということで、この件数は4件ございまして、この4件とも交通事故で、第三者が、原因があつてということで、後からこちらについても納付してもらおうということで、ここに</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>ありますので。 以上です。 馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>ということは、先ほどの不当利得に対する回収の14件と、これは別個に計上しているということですのでよろしいですね。分かりました。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>よろしいですね。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>はい、以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認めます。 以上で、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、認定第2号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。 次に、認定第3号、令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第3号について、ご説明いたします。 主要施策の成果151ページをご覧ください。</p>

	<p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和3年度決算額ですが、歳入は1,927万5,000円で、前年度比4.3%の減、一方、歳出は1,860万円で、前年度比5.7%の減となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は、67万5,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、5款諸収入が1,724万6,000円、3款繰入金156万5,000円となっております。</p> <p>続きまして、152ページの第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出決算額は、1款事業費が1,860万円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
澤上委員長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の41ページから45ページ、主要施策の成果151ページから152ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>1点質問させていただきます。</p> <p>この決算については、監査意見書で収納対策、収納率が84.7%になって、現年が94、過年が22.9%ということで、ほとんどこの滞納分が解消していないという現実が見られます。監査委員の意見としても、やはりこの収納対策に対応して、篤志家の思いに応えていただきたいという指摘があります。これについては、将来的にその残ってる部分については、徴収が可能なかどうか。</p> <p>それと、いま1つはコロナ禍によって、学生の就職、いろんな意味で、アルバイトができないとか、いろんなものがあると思いますけれども、これらを踏まえた形で、今後もこの滞納が増えていくのではないかと私、予測するんですけれども、この辺も併せてお願いします。</p>
澤上委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>お答えいたします。</p>

<p>(福田輝雄君)</p>	<p>収納の状況につきましては、委員おっしゃるとおり、令和2年度から令和3年度にかけて、やはり落ちてきております。</p> <p>その要因としましては、委員おっしゃるとおり、コロナの影響によって、これまで償還が遅れていた方が、また新型コロナウイルスに感染した影響によって、収入が減少したということで、償還がまた遅れて延びているものもありますし、また卒業後1年間猶予期間を経てから、卒業後2年目から償還に入るわけですが、その状況下で就職の部分がうまくいかなかったりしての理由で、償還が遅れている方があって、個別に相談を受けながら進めているところです。</p> <p>委員ご心配のその部分が、ちゃんと完済されるのかという部分につきましては、コロナの影響を受けている方々につきましては、連絡を定期的にして、状況を確認して、その都度返済期間を延長しながら、またはボーナス等を併用しながら、返済をお願いしているところになっておりますので、現在返済が滞っている方々に、確実に連絡がとれて対応しているという部分がありますので、または保証人をつけていますので、本人がなかなか厳しいときには、保証人の方にまた連絡をして、対応してもらっているという状況がありますので、返済につきましては何とか、遅くはなるかと思いますがけれども、大丈夫という形で考えております。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>以上で、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第3号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p>

	<p>次に、認定第4号、令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第4号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果153ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和3年度決算額ですが、歳入は10億3,595万4,000円で、前年度比0.8%の減、一方、歳出は10億2,218万6,000円で、前年度比0.9%の減となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は、1,376万8,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、4款繰入金が6億2,836万3,000円、7款町債が2億2,800万円、2款使用料及び手数料が1億5,378万4,000円となっております。</p> <p>続きまして、155ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出決算額は、3款公債費が7億3,653万円、1款総務費が2億1,226万円、2款事業費が7,339万6,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の53ページから61ページまでとなります。主要施策の成果153ページから156ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>失礼、西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>下水道の機能性というか、そういうのを鑑みながら、一般質問で盛れなかった部分、聞いてみたいと思います。</p> <p>私どもの町の下水道に、雨水を流せますか。もし流してもいいということ</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>であれば、その下水道は今、分流方式ですか。それとも合流方式でやっていますか。そこをまずお願いします。</p>
<p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。 当町の下水道施設に雨水の放流は認められておりません。 方式としますと、分流方式ということになります。 以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>……いないで、合流方式だったら、雨水も流させて、できるだけ使わせて、今みたいなだんだん局地的な、集中的な、ゲリラ的なそういう雨水が発生するという時代には、少しぐらい逆行するかもしれないけれど、合流式であれば雨水も流させて、お金をできるだけとったほうがいいんじゃないかなという発想をしたもんですから、今、聞いてみました。</p> <p>そして今は大雨の継続ということで考えたんだけど、雨水の処理方式、浸透方式だとか、それから側溝方式だとか、幾つかあるわけですけど、私どもの町は、その地域、地域、あるいはその土地、土地の状況によって、どんな方式でもそこに合ったやつだからいいよということで許可しているんですか。それとも、この地区はもう全部側溝方式でいいよと。あるいはここはもう浸透式でないと駄目だよという、そういうことで、ある程度抑制というか、そういうのをしているかどうか。そこをひとつお願いします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>お答えいたします。 まず、先ほど答弁いたしましたとおり、下水への雨水の放流は認めていないということで、あと宅地、例えば家を建てましたと。そこに雨が降った場合、よく町民の方からご相談があるのは、目の前の道路の側溝に雨水をつないでよいかということについてのお問合せ、相談等いただきますが、基本的には道路の側溝は、道路分の面積の計算によって断面が決まっていますので、基本的には接続できないということになりますので、町内全般、どこの宅地であろうが、基本的には宅内処理と。自分の宅地の中で処理してくださ</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>いよということの方式になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>宅内浸透処理ということで、今、納得しました。</p> <p>そういう、多くのところが宅内浸透方式でほとんどやるんだよということになれば、自治体によっては、雨水の浸透ますを設置した場合は、補助金が出ますよというところがあって、大いにそれを利用している人たちもいるということですが、我が町はいかがですか。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (葉嶋泰幸君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>現在のところ、他市町村の状況、そういった事例あるかと思いますが、当町のところでは、私有地の宅地に伴う雨水処理の、例えば浸透ますをつくりますとか、そういったものの支援というか、助成というのは、現在のところは考えておりません。</p> <p>というのは1点、宅内処理の、雨水がどれくらいの計算で、雨水に浸透するかということ、でかい浸透ます入れるまでもない、計算上はですね。そういう形で、雨水は処理できるという考え方でやっていました。</p> <p>特に開発とか申請があった場合も、個別の宅地建てますよといった場合の雨水の計算ルールもありまして、その計算ルールによっても、大きな浸透ますをつくるとか、そういうところの必要性和申しますか、その量がそんなに大げさな浸透ますの施設までは要らないよということになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>以上で、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>

<p>澤上委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第4号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第5号、令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p> <p>(佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第5号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果157ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和3年度決算額ですが、歳入は1億3,655万1,000円で、前年度比9.5%の増、一方、歳出は1億3,365万円で、前年度比10.1%の増となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は、290万1,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、5款繰入金が6,056万9,000円、8款町債が4,120万円、2款使用料及び手数料が2,934万6,000円となっております。</p> <p>続きまして、159ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出決算額は、3款公債費が7,646万4,000円、1款総務費が3,951万8,000円、2款事業費が1,766万8,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の69ページから77ページまでとなります。主要施策の成果157ページから160ページまでとなります。</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>総務費が1億3,070万3,000円、3款地域支援事業費が7,572万7,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の85ページから111ページ、主要施策の成果161ページから165ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>澤上委員長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認めます。</p> <p>以上で、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>澤上委員長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>澤上委員長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第6号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第7号、令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第7号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果166ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和3年度決算額ですが、歳入は2億4,020万1,000円で、前年度比6.0%の増、一方、歳出は2億3,137万9,000</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>円で、前年度比4.3%の増となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は、882万2,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料が1億6,372万4,000円、3款繰入金が7,144万4,000円となっております。</p> <p>続きまして、第3表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金が2億2,942万3,000円、1款総務費が164万9,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の119ページから127ページ、主要施策の成果166ページから168ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>主要施策成果の166ページ、7ページにかけて、質問したいと思います。</p> <p>さっき国保会計では、国保の対象者が減っていますよ。その分ほかに移行しているということの説明がありました。</p> <p>後期高齢者の場合は、非常に、これを見て、決算書の129ページにも載っていますけれども、滞納がこれから私は増えてくるのではないかと。今度、また本人負担が増えることによって、高齢者世帯になればなるほど、対応していくのが大変じゃないかなと思うんですけれども、今のままの形で行ったら、高齢者の数が増え、加入者する人も増える。そしてまた医療費もかかってくる。そうすると、年金収入だけでは対応できない世帯というのが、いっぱい出てくるような気がするんですけれども、これらの見通しというのは、ある程度予測していますか。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>平野委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>昨日も後期高齢者の負担が、10月から一部2割になるということで、今後、年金生活者がますます大変になるんじゃないかというご意見を委員に聞きましたが、今後もちろんこの部分は、当面増えていくものと推計しており</p>

	<p>まして、国では、昨日も申し上げましたが、ほぼ2割に、今1割の人もさらに今度2割にしようという方向性も持っているようでございまして、給付費ももちろん上がっていく可能性はございまして、当町でできることとすれば、そういう後期高齢者の方々の健康づくり、予防であったりということ、よりもっと積極的に推進していく事業を展開することが1つあるのかなと思っております。</p> <p>あとは、もしそういう負担が上がった場合でも、保険料についても、いろいろやはり所得に応じて、低く減免したりとかということもあろうかと思えますので、その辺は今後の国の制度がどうなっていくかを、推移を見守るしかないんですが、高齢者がこれ以上、負担が上がったり、いろんなもの、今、物価も高騰していますし、そういったことを考えると、非常に医療の支払いだけでも厳しくなるのかなというのは考えてございまして、当町でできることは、健康づくり、予防ということで、何とか医療費の適正化、抑制ということにつなげていければなと思っておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございせんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと……。失礼しました。</p> <p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>今の8番議員と同じような視点、観点から質問させていただきますけれど、3日、4日前の新聞ですけれど、後期高齢者については、それこそ年金で906万円以上ある人、それから給与収入含めて1,016万円以上ある人については、それなりの徴収をしますよということが、構想として発表されましたけれど、今この事項別明細書を見て、恐らくこれが施策として実施されても、我が町で906万円、私の頭の中で、そんなに900万円以上の年金もらっている人は、現役でどんな仕事していたんだろうという、想像もつかないことなただけれど、恐らく我が町で該当する人は、微々たるものだと思うただけれど、そうすると、来年の事項別明細書も、来年じゃない。実施した後の事項別明細書も、ほとんど今と変わらないんだろうと。数字のあれは変わらないんだろうと見て差し支えないですか。</p> <p>それから、これは国保でも言えるかもしれませんが、今2割2割という話、しましたけれど、2割でなくて3割を常に求められている高齢者もい</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>るんだと。それは現役並みの収入のある人たちですよ。その現役並みの収入というのは、どういう基準でなっているんでしょうかというのを、前から疑問に思いながらもいましたけれど、今2割というのが出たので、お聞きしたいと思います。お願いします。</p>
<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>西館委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目は事項別明細書の内容が変わるかどうかという話だったと思うんですが、それについては、来年度も変わらないと思っております。</p> <p>あと2割負担の関係、あと3割の関係で、所得関係でございますが、その現役並み所得者の部分については、課税所得が145万円以上ということで、現在も3割の方がある一定程度いらっしゃるということでございまして、今回は課税所得が28万円以上の方がいるかというところから始まって、世帯内の状況も見て、一部2割という設定になったのですが、ただ、これが、一気に今負担が増えるのかという部分で、一応配慮措置を国ではしております、令和4年の10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方についても、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を、3,000円までに抑えますということで、3年間負担増になる部分を3,000円までに抑えるということで、かかった部分を逆に戻すということもしていくということで、今その通知を我がほうでやっていますが、ということで負担が一気に増えないようにという配慮をしているということ、一応申し添えておきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>澤上委員長 西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>今、この決算に沿った質問しなければならなかったから、事項別明細書を見てとか何とかと、回りくどくしゃべったんですけど、本当はやじ馬的な視点もあるかもしれません。</p> <p>我が町で900万円以上の年金収入したとか、それから1,000万円以上の給与収入含めての収入という人は、限られたものだろうということ、そういう見方、当局でもしているんでしょうかということと、それから3割負担云々ということで、論議される方々は町民の何%ぐらい。この保険制度に加入している町民の何%ぐらいというのは、出すことができるのかなと。出す</p>

澤上委員長	<p>ことができるのであれば、ちょっと知りたいなという思いがありまして。</p> <p>町民課長。</p>
町民課長 (松山公士君)	<p>ただいまの質問ですが、大変申し訳ありませんが、2割の人数の数については、以前に答弁させていただいているんですけども、3割の方とかがどのぐらいということは、今手持ちに資料がないので、ちょっと今、答弁できないので、後刻答弁差し上げることで、よろしく願います。</p>
澤上委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
(委員席)	<p>***「なし」の声***</p>
澤上委員長	<p>なしと認めます。</p> <p>以上で、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
(委員席)	<p>***「なし」の声***</p>
澤上委員長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
(委員席)	<p>***「なし」の声***</p>
澤上委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第7号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第8号、令和3年度おいらせ町病院事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
会計管理者 (佐々木拓仁君)	<p>それでは、認定第8号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果169ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。第1表、収益的収入及び支出の決算規模をご覧ください。</p>

	<p>右端に記載の令和3年度決算額ですが、事業収益は9億9,091万9,000円で、前年度比7.7%の増、一方、事業費用は9億5,147万円で、前年度比2.4%の減となっております。</p> <p>純利益は、3,944万9,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、事業収益決算額の状況をご覧ください。</p> <p>収入決算額は、1款医業収益が8億4,750万9,000円、2款医業外収益が1億4,341万円となっております。</p> <p>続きまして、第3表、事業費用決算額の状況をご覧ください。</p> <p>支出決算額は、1款医業費用が9億1,979万7,000円、2款医業外費用が3,167万4,000円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。</p> <p>決算書の129ページから158ページ、主要施策の成果169ページから170ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>松林委員。</p>
	<p>現況を兼ねながら、確認をしながら、聞きたいと思います。</p> <p>幸いに入院患者も通院患者も、前年度に比べて増えていると、そういう結果になっております。依然として、厳しい病院運営にありますと報告になっておりますが、1点は眼科が病院運営に大きく寄与しているという事業報告になってはいますが、この状況をもう少しお知らせ願えればなど、こう思います。</p> <p>それから、医師がこの5名体制、これ現在何年ぐらいこの5名体制が続いているのか。先生の充足率をお聞きしたいと思います。この5名の医師の平均年齢、分かりましたら、お知らせ願いたいと思います。分からなければ年長者、一番年齢の低い先生でも結構でございますけれども、その年齢を教えてくださいたいなど、こう思います。</p> <p>それから、141ページに医師の奨学資金貸付を480万ですか。使って、医師になる勉強をしていると。研修生がおりますけれども、前にも話があったかと思いますが、忘れちゃったので、もう一度お聞きしたいと思いますけれども、これ現在何名が対象になっているのか。</p> <p>そしてこのお金を使って、研修期間が終わりましたと。終わった後の進路</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>は、もう決まっているのでしょうか。それともある程度の研修期間を終えた後は、おいらせ病院に勤務しますよということになっているのか。もう一度そこをお聞きしたいと思います。</p>
<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず1点目が、眼科が収益増に寄与しているということだと思います。まず眼科の部分については、令和3年度は389人の受診がありまして、前年度比であれば、400%ということです。</p> <p>これについては、おいらせ町に眼科がないと。当然おいらせ病院にもないということで、新規の患者がおいらせ病院に加わって、その分の新しい患者が増えたということで、これは病院にとっては大きい収益というのか、病院にとっては非常に喜ばしいことで、今後新しい患者の獲得につながっていくということで、外来収益等にプラスになっているということでございます。</p> <p>次に、今の医師の体制については、令和3年度までは5人体制でしたが、令和4年度現在は4人体制であります。充足率については、後で調べて回答いたしますが、100%は、昨年度は超えていたと考えております。年齢については、一番年齢の低い方、医師については54歳、高い方については62歳で、平均がたしか59歳だったかなと記憶しております。</p> <p>次に奨学資金につきましては、令和3年度については2名でしたけども、今現在は貸付しているのは1名でございます。就学資金をもらった方については、条件がございまして、大学を卒業して、あと2年以内に医師とならなかったときは、これは返還しなくてはいけませんよということと、あとは医師になってから10年以内においらせ病院に勤めなければならないということで、一応設けておりますけども、勤めなかった場合は返還ということで、これらのトータルで、まだ返還にならない方が6人いらっしゃいますけれども、その方たちについては、随時連絡をとって、おいらせ病院に来ていただけるようには、お願いはしてありますが、最終的には医師の判断になりますので、強い要望ではお願いはしますが、最終的に決定するのはご本人ということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>眼科新規患者389人ですか、大きい収益になっているということで、喜</p>

	<p>ばしい限りだと思いますので、続けていってもらいたいと思います。</p> <p>事務局長の話になりますと、医師が54歳から65歳ですか。そのうち現在5名あったものが1人退職ですか、現在4名になっていると。</p> <p>そしてさらに奨学資金を借りて、病院で、医師になろうと意欲を持って研修したんだけど、その方々は、てっきりおいらせ町のお金を使ったら、おいらせ病院に来るものと、私はそう認識しておりましたけれども、今事務長の話を聞くと、何名かあったけども、現在は1名と。10年以内に勤務をしないと、借りた金は返してもらうんだと。そういうことで、必ずしもそういう方々は、おいらせ病院に来て医師になるということではないわけですね。もう一度お聞きしますけども、お金はおいらせ町で出してやったんだけども、10年間働いて、別な病院に行くこともあり得ると。必ずしもおいらせ病院で働くという保証はないと、このように思ってもよろしいのかお伺いいたします。そうであれば町長にも、そういう卵の方々が、おいらせ病院には来ないかもしれない。先生は1人辞めて、だんだんに減っていくと。充足率100%と今聞きましたけども、ちょっとびっくりしていますけども、そんなに心配ないのかなと思いますけれども、医師の確保も、やっぱり機会あるごとに、町長にもその辺は行動してもらいたいと、こう思っております。もう一度その辺をお伺いいたします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>病院事務長。</p>
<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>まず、先ほどの病院の医師の充足率についてお答えいたします。</p> <p>手元にあるのは、令和3年5月1日時点、昨年度の充足率ですが、これは非常勤医師も入りますが、医療上の充足率については、116.7%になっております。</p> <p>次に、就学資金の件でございますけども、松林委員が今おっしゃったことがそのままでありまして、必ずということではございません。あくまでも医師になるための、医師になっておいらせ病院、当町に来てもらうということが大きな目的でありますけども、必ず医師が全員うちに来るということではないということでございます。</p> <p>以上であります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>オッケーですか。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>はい。</p>

澤上委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>今の研修医の件ですけど、実際に自治医科大の場合ですと、卒の場合ですと、県内に必ず勤務しなければ、奨学金は返還しなければならないような規定になっていますけれども、町の場合の規定というのは、私は地元は何年か勤務して初めて、奨学金の免除があったんじゃないかと思うんですけど、副町長、記憶ありますか。</p>
澤上委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	<p>第一の目的は、そこであったと記憶をしておりますけども、今事務長が申したように、10年間というスパンの中で、まだ実例がないもんですから、今6名の方々に対しては、今後もおいらせ病院に勤務していただきたいというお願いをしていかなければならないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
澤上委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>10年のスパンというと、まだ枠内だというのは分かりますけど、基本的に私が言ったとおりで、必ず何年かはおいらせ病院で働く。それで免除になるということで、私は理解してあったんですけども、それが間違っていたら訂正してください。</p>
澤上委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	<p>委員おっしゃるとおりで、間違いではないと思います。</p> <p>先ほど自治医科大の話、されましたけども、自治医科大に関しては、市町村のレベルではなくて、県のレベルで行っている事業なものですから、その辺までは私も認識不足であります。申し訳ございません。</p>
澤上委員長	病院事務長。
病院事務長	先ほどの平野委員のご質問にお答えいたします。

<p>(田中貴重君)</p>	<p>10年という話を、私させてもらったんですが、2年以上勤務をすると、免除になるという規定がございます。なので、その期間内で2年以上の勤務があれば、就学資金の返還を免除するという規定があることをお知らせいたします</p> <p>以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員、よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>平野委員、どうぞ。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>この縛りがあることによって、いろんな意味で、例えば地元出身の医師がおいらせ病院にいるということで、町民の安全・安心も高まるし、患者数も増えてくるんじゃないかと。ぜひこのところ基本に、町長が開設者になっていますから、その辺意識して、この期間内で奨学支援については、働いてもらうということで、確認しておきます。よろしくをお願いします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>1点お願いします。</p> <p>決算書見ますと、3,400万円の純益が出てるということにつきまして、コロナ禍の中、いろんな厳しい情勢の中、頑張ってくれたんだなということで、病院スタッフ、それから町民の協力等もあったと思います。本当にうれしいことだなと思います。</p> <p>ただこの純益ということをもっと厳密に考えますと、これは病院の営業収益、営業外収益、これのみならず、いろいろある。一番の原因は、一般会計からの繰入れというものがあるわけですけど、今年は1億6,800万繰り入れているということで、他会計と合わせますと、1億7,800万ぐらいの繰り出しがあつて、繰り入れがあつたわけですけど、そうすると、実質これ引くと、1億4,400万ということに、差し引きなつて、この部分が本来的に足りなかったものではないかと。どこの自治体でも、当然これはやっていることなんで、ちなみに昨年と比べると、昨年の一般会計からの繰入れは幾らでしたでしょうか。それから他会計と、そこをちょこっと数字的に分かりますかね、今。分からなければ分からなくてもいいんですけど。</p>

澤上委員長	病院事務長。
病院事務長 (田中貴重君)	<p>お答えいたします。</p> <p>令和2年度の一般会計の繰入れ、収益的部分と資本的部分入れて、1億6,112万2,000円という数字だったと思っております。</p> <p>以上です。</p>
澤上委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>今、他会計からの補助というのを聞きたかったんだけど、要するに一般会計と他会計の合計マイナス純益ということの、その差が少なければ少ないほどよいということになるわけですけど、そこを去年と比べてみたかったんです。</p> <p>どこでもこれやっているということなんですけど、むやみやたらにやればいいというものじゃなくて、公営企業法17条を見ますと、その要件というのは、厳密に絞られています。経営に伴う収入でもってやっていることが適当でないものだとか、能率的な経営をもってしても、その経営に伴う収入のみやっていることが、客観的に困難な場合だとか、こうありますけれど、こういう厳しい縛りの中で、私どもの一般会計からの繰出し・繰入れはどういう大義名分でもってなされているのかということに、非常に興味がありまして、どういう理由づけになっていますか。そこをお願いします。</p>
澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>一般会計からの繰出金ということで、財政管財課からお答えいたします。</p> <p>一般会計からの繰出基準について、今西館委員がご質問の中でご指摘くださったように、繰出金については、一定のルールがございまして、毎年度総務省から繰出基準、繰出しの一般会計から公営企業会計に対する繰り出す対象経費は、これこれこうだよということで示されております。</p> <p>当町が町の一般会計からおいらせ町の病院事業会計に繰出ししている部分については、このルール分と言いますか、総務省が示している繰出対象経費について、漏れなく措置しているものでございます。あくまでルールの範囲内で繰り出しているということで、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

澤上委員長	西館委員、よろしいですか。 西館委員。
西館芳信委員	<p>既に明示されているルールにのっとってやっているんだという範囲で、じゃあそれは何なんだということを知るとも思いませんし、それなりにちゃんとやっているということで、分かりました。</p> <p>最後に、他会計からの出資金ということで、170ページに1,009万円と計上されていますけれど、これ他会計の出資金だとか負担金だとか補助金って、この辺がよく分からなくて、他会計というのは、この1,000万円というのは、どこの会計から流れてきた金ですか。</p> <p>そしてなおかつ、1,009万円なんだけれど、こっちの決算書の133ページを見ますと、中ごろに他会計の補助金として、こっちは3,485万円になっているんですよ。これが私の頭だと、合うのが普通かなと思うんだけど、片方は1,009万円、片方は3,485万円ということになっている。この違いについて、説明していただければと思います。</p>
澤上委員長	病院事務長。
病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>他会計の補助金につきましては、1,200万円、これについては、企業債の償還利子分と、病院に係る高度医療に対するもの、あとは不採算部分に対するものと、リハビリテーションの医療に対するものということのトータルの金額でございます。</p>
澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>補足になるかどうか分かりませんが、一般会計からのこの補助金、負担金等につきましては、対象経費として、主には医師確保経費だとか、病院が不採算だとか、病院が条件不利な地域にあるということで、不採算な場所にあることによって、余計にかかった経費として繰り出すものが補助金とか、他会計補助金といったことで、交付しております。</p> <p>一方、出資金につきましては、今事務長から申し上げましたのと重複するかもしれませんが、病院の借りた企業債に対して、その半額を出資金という形で、一般会計から病院事業会計に繰り出すといったようなのになっております。</p>

	<p>なお、この一般会計から病院事業会計に繰り出した経費につきましては、地方財政措置として、地方交付税として、町に入ってきて、その交付税措置があったものを病院事業会計に繰り出すといった会計の手法がとられています。</p> <p>以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>以上で、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第8号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>以上で、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案の審査は全て終了いたしました。</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>一言お礼を申し上げます。</p> <p>決算特別委員会に付託された議案の審査と議事進行につきましては、委員各位のご協力によりまして、無事終えることができました。</p> <p>心からお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午前11時13分)</p>
<p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

決算特別委員長 澤 上 訓